

県産農林水産物のレストランフェア等  
企画運営業務委託

業務仕様書

令和 3 年 4 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県産農林水産物のレストランフェア等企画運営業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 目的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催や県出身アスリートの活躍を契機とし、本県とゆかりのある首都圏等飲食店と連携したフェアを開催することにより、国内外の消費者に県産農林水産物をPRするとともに、コロナ禍における販路拡大に取り組むもの。

### (2) 業務概要

ア 業務名	県産農林水産物のレストランフェア等企画運営業務
イ 委託期間	委託契約締結日から令和3年11月30日（火）まで
ウ 対象店舗	首都圏飲食店等25店を想定
エ 内容	フェアの企画、参加店の調整・サポート、メディアプロモーション、プレゼント企画 等

### (3) 業務内容

- ア フェア全体企画  
フェア全体の企画を行うこと。
- イ レストランフェア  
フェア参加店との調整、サポートを行うこと。
- ウ メディアプロモーション、プレゼント
- (ア) WEB掲載
- ・ キャンペーンに係るWEB原稿（必要な写真撮影等含む）を作成すること。
  - ・ WEBサイトにおいて、一般消費者に情報を発信すること。
- (イ) SNS運用・配信
- ・ SNSを運用し、一般消費者に情報を発信すること。
- (ウ) プレゼント
- ・ フェアに参加した一般消費者に抽選で県産農林水産物またはその加工品を購入し、プレゼントとして送付すること。
- エ 留意事項
- (ア) 事業実施にあたっては県と協議しながら進めること。
- (イ) フェア参加店は、選定方法を定めたうえで、県公式ホームページで公開している「「黄金の國、いわて。」応援の店」のなかから、おおむね25店を選定すること。
- (ウ) 開催期間等の詳細は1(3)アに含めることとし、コロナ禍や同競技大会の状況を踏まえて決めること。
- (エ) コロナ禍において県産農林水産物の販路拡大に繋がる内容（通販向けやデリバリ・テイクアウト向けの商品に使用されるなど）が望ましいこと。店舗内での飲食となる場合には感染対策が十分講じられるよう留意すること。

- (d) 食材の紹介等の参加店支援にあたっては、県公式ホームページ「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達基準を満たした食材リスト」を参考とすること。使用した食材・商品について仕入れ総額と売上総額、フェア参加店や一般消費者の感想や要望等を取りまとめること。その他、参加店に対し、必要な参加店支援を行うこと。
- (e) プレゼントは 25 人以上とし送料も負担すること。その際、当該商品等の購入の案内を同封できることが望ましいこと。
- (f) 必要に応じ、令和 2 年度に作成した「いわて食でつながろう」ロゴが活用可能であること。

#### (4) 業務報告

本業務に係る業務報告書を作成し、提出すること。なお、業務報告書の納品については、書面及び電子データ (Microsoft Word 又は PowerPoint 形式) で提出すること。

#### (5) スケジュール (予定)

令和 3 年 4 月 23 日 (金)	企画提案書等提出
令和 3 年 4 月 27 日 (火)	企画提案選考委員会
令和 3 年 5 月中旬	委託契約締結 事業実施
令和 3 年 11 月 30 日 (火)	委託期間終了

## 2 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先 (商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

### (3) 権利の帰属等

ア 本業務の実施により作成された成果物、資料及びその作成に用いた写真等の素材

又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

#### **(4) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

#### **(5) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

#### **(6) その他**

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。